

北奥外様小藩八戸藩における鷹狩りについて

中野渡 一 耕

はじめに「鷹匠小路」に鷹匠はいたのか？

八戸市の中心部は、戦後の住居表示変更を受けず、藩政時代からの地名を残している。そのひとつに「鷹匠小路」がある。八戸藩（南部家二万石）の居城八戸城から南方に約一キロメートルにあり、江戸時代は中下級武士の居住地であった^①。現在では、一本東側の長横町とともに、八戸市の繁華街となっている。

さて、鍛冶町、大工町のように城下に集住した専門職の職名にちなむ地名は全国にあり、鷹匠についても、八戸藩と同じ現青森県の弘前藩城下町弘前市には「鷹匠町」の地名が残る^②。また、八戸藩の本案筋にあたる盛岡藩城下町の盛岡市にも、八戸同様に「鷹匠小路」の地名があったが、残念ながら現在は住居表示変更で消滅してしまった（現在は下ノ橋町、馬場町）。

弘前藩も盛岡藩も、十七世紀には多くの鷹匠を抱えていた。弘前藩は「貞享知行目録」によると御鷹奉行、鳥屋奉行（計一七人）のもと五五人の鷹匠がいた^③。盛岡藩では正保三年（一六四六）の支配帳では四六六人、元禄期初めには六〇人を超す鷹匠がいた^④。弘前の「鷹匠町」や盛岡の

「鷹匠小路」に鷹匠の居住は確認できる^⑤。盛岡には餌指（鷹用の餌を管理する）が居住する「餌指小路」もあった^⑥。

一方、八戸ではこの地名は実態を反映しているのか、筆者はかねがね疑問に思っていた。というのは、天保八年（一八三七）九月「御役付座列」（八戸市立図書館蔵遠山家文書）では鷹匠という役職名がないのである。八戸城下町研究の基本的な書である高島成侑・三浦忠司『南部八戸の城下町』（伊吉書院 一九八三年）にも「藩政の前期頃から鷹匠の居住は藩日記には見えない」とある。では、逆に全く鷹匠はいなかったのだろうか。

そもそも、これまで八戸藩の鷹狩りの実態はほとんど明らかにされていない。鷹匠組織のみならず、藩主の鷹狩り、鷹の捕獲の体制、鷹を通じた幕府との儀礼関係などについて、ほとんど先行研究がない。

ここで、鷹狩りについての研究史を整理すると、日本における鷹狩りは古代から近世における長い歴史があり、古代においては天皇、近世においては将軍を頂点として権力と深く結びついていた。したがって鷹を通じた儀礼や、主に幕領を中心とした鷹場制度・御巢鷹山制度、環境史、文化史等様々なアプローチからの研究が行われている。

北奥諸藩では豊臣政権及び幕藩体制における儀礼関係の分野で特に研究が進んでいる。松前藩では他国鷹匠の入境や幕府への鷹献上等の実態を分析した菊池勇夫氏の研究があり、弘前藩では長谷川成一氏が津軽家をはじめとした東北大名の鷹を通じた中央政権との接触の様子を明らかにし、岡崎寛徳氏は津軽家と彦根藩井伊家を事例に、鷹献上(弘前藩)・鷹拝領(彦根藩)といった幕府を通じた一連の儀礼について分析した^⑨。また、近年は捕獲された鷹の種類や数、傾向などを自然科学の面から分析した竹内健悟氏の研究もある^⑩。

一方、盛岡藩についての研究蓄積はそれほど多くないが、やはり自然科学の立場から近世前期の鷹を含む多種多様な鳥類の姿と狩猟の様子を紹介した遠藤公男氏の研究^⑫、対幕府関係で「公儀鷹師衆」に着目した兼平賢治氏の研究^⑬、また三戸通における巢鷹捕獲の実態を紹介した拙稿などがある^⑭。

以上の三藩は幕府に鷹を献上する義務を負っていた。享保期以降でいうと、盛岡藩や弘前藩は毎年五居(居は鷹類の数値呼称)、松前藩は一五居の献上が義務付けられていた^⑮。江戸時代中期(一七五〇年頃)では、奥羽地域では他に仙台藩、秋田藩、米沢藩、新庄藩が鷹を献上していた。新庄藩(六万石)を除くと、いずれも一〇万石以上の大藩である^⑯。

では、鷹の献上義務のない小藩八戸藩においては、鷹や鷹狩りはどのような位置づけであったのだろうか。前記三藩においても、近世期を通じて制度史的研究は行われていない。小稿は、地名に発した素朴な疑問に端を発し、今まであまり明らかにされていなかった北奥大名、それも小藩における歴代藩主の鷹狩りの傾向、鷹匠組織、幕府や宗家との関係

など、基礎的内容を提示するものである。

なお、八戸藩には鷹狩りに関する一件史料が確認されないため、主に八戸藩庁の日記である「目付所日記」及び「用人所日記」^⑰を主な史料として用いる(いずれも八戸市立図書館蔵。総称するときは「藩日記」と呼ぶ^⑱)。また、本稿ではタカ類一般については「鷹」、個別の種を示すときは、「オオタカ」「ハヤブサ」などと表記する。他の鳥類についても同様とする。

一 八戸藩鷹狩り前史と盛岡藩時代の八戸地域における鷹狩り

まず八戸藩成立以前の八戸地域における鷹狩りについて概観したい^⑲。八戸藩は、寛文四年九月に、盛岡藩三代南部重直が跡継ぎを定めないうまま急死したことから、幕府が同年十二月に二人の弟に藩領を分割させて相続させたことに始まる。上の弟の重信が盛岡藩を継ぎ、下の弟の直房が八戸藩の初代となった。それ以前は、現在の八戸地域は盛岡藩領の一部だったが、当時から当地では鷹狩りが盛んであった。

盛岡藩二代利直、三代重直はしばしば八戸周辺で鷹狩りを行っていた。特に八戸城下から北西にあたる現在の長苗代地方は、馬淵川の氾濫原であり低湿地となっていて、ガンやカモなどの水鳥が多く、その水鳥を狙う鷹類も多く生息していた^⑳。農閑期の秋から冬にかけては絶好の鷹狩りの場であり、また、その鷹狩り用の鷹を捕獲する場所でもあった。

盛岡藩主の鷹狩りは日帰りで行ける盛岡周辺が多かったが、時に一か月以上かけて八戸で鷹狩りを行っている。盛岡藩の家老席日記である

「雑書」(もりおか歴史文化館蔵)によると、南部重直は慶安元年(一六四八)から同五年(一六五二)まで、五年連続で八戸で鷹狩りをしている。慶安四年の例でいうと、八月二十九日に盛岡を出発し、十月一日に盛岡へ帰っているが、その獲物は、「御鷹之鶴、真鶴、鉄炮網之鶴、白鳥、鷹、鴨合百四十六」「鷹、鴨、白鳥、雉子合五十六」とあり、鉄炮での捕獲を含めると、二〇〇羽以上に及ぶ。

現八戸市新井田の別雷神社⁽²³⁾周辺には「鷹待場」という地名もあり、鷹の捕獲地であったことを窺わせる。「鷹待場」という小字名は、このほか大久保(現八戸市)、櫛引(同)、島守(同南郷区)にもある。

將軍用の鷹を調達に盛岡を訪れる「公儀鷹師衆」にも八戸の鷹が進上されている。⁽²⁴⁾八戸周辺では、鷹のほか、ハクチョウ、ツル、ヒシクイなど幕府に献上する鳥類が捕獲されていた。鷹を除き、これらは八戸藩の幕府献上品として継続される。

八戸城下町の建設は盛岡藩時代に行われ、寛永四年(一六二七)の根城(八戸)南部氏の遠野入封後に本格化したと推測されるが、⁽²⁵⁾そもそも町づくりそのものに、鷹狩りが関与したという伝承がある。前田利見編『八戸藩史料』(郷友会 一九二九年)には

公(筆者註・南部利直)放鷹に托して屢々八戸方面に遊獵し、其の地形を熱視して此の地将来必ずや發展すべき地にしあれば放棄すべからずとて、自ら繩張をなし柏崎に一城廓を築き、同時に一市街を開き(以下略)

と、ある。利直が鷹狩りの最中に現在の八戸の地の利点を見出し、自ら城や城下町の設計をしたというのである。「雑書」によると、八戸城の

殿舎は、慶安元年(一六四八)に作事の準備が始まり、同三年から作事が始まったが、『新編八戸市史 通史編I 原始・古代・中世』(八戸市二〇一五年)では、重直の鷹狩りとの関連性を重視し、鷹狩で来訪した際の御殿として建設したのでないかと推測している。その真偽はともかくとして、まさに八戸の町は鷹狩りとともに始まったことになる。

二 歴代藩主による鷹狩り

(一) 初期の藩主たちによる鷹狩り

まず、歴代藩主の鷹狩りの傾向について見ていきたい。

十七世紀末、五代將軍徳川綱吉による生類憐みの令が出される前までは、盛岡藩、弘前藩の藩主たちは頻繁に鷹狩りを行っている。⁽²⁶⁾これは両藩だけでなく、將軍家を始め全国的な傾向であった。では、この時期の八戸藩の藩主たちはどうであったろうか【表1】【図1】。すると、他藩とはやや様相を異にすることが分る。

○初代南部直房(藩主在任一六六四〜六八)

直房は、寛文四年(一六六四)十二月に初代藩主となった。寛文六年五月に初入部し、約九か月八戸に滞在、その後寛文八年五月に二回目の入部を果たしたが、六月二十四日に急死した。この死については暗殺説も伝承され、死の原因についてはまだ明らかでない。⁽²⁷⁾

在国中の寛文六年及び寛文八年の死の前後(五月十五日から七月晦日)の「目付所日記」が欠けており、日記上からは鷹狩りは確認できないが、「諸事覚書」⁽²⁸⁾によると、寛文六年の初入部後、十二月上旬に五回

も鷹狩りに出かけている。行先は松館川目が二回だが、他は根城、是川、正法寺（いずれも現八戸市）と分散しており、領内視察を兼ねたものとも思われる。直房は寛文七（一六六七）年の初参勤時にもハヤブサを江戸に運ばせ、鷹匠四戸甚十郎を同行させている。⁽²⁹⁾

○二代南部直政（藩主在任一六六八〜九九）

直房の息子の直政は、世子時代の寛文五（一六六五）年九月に、鷹匠泉山兵蔵による鷹狩りを三回上覧している。⁽³⁰⁾ 当時はまだ五歳であったため、自ら鷹狩りを行ってはいない。

直政は家督相続後、寛文八年八月に江戸に登って以後、元禄元年（一六八八）には幕府側衆になるなど生涯の大半を江戸で過ごし、元禄十二年（一六九九）に死去するまで一度も八戸に帰国しなかった。⁽³¹⁾ したがって、国元での鷹狩りも確認できない。同時期の盛岡藩主南部重信や弘前藩主津軽信政が盛んに鷹狩りを行っていたのと対照的である。

○三代南部通信（藩主在任一六九九〜一七一六）

南部重信の四男で、盛岡藩から養子入りし、元禄十二年に家督相続し、享保元年に病死した。通信の治世は、生類憐みの令により幕府で鷹狩りが停止されていた時期に重なる。將軍徳川綱吉は天和二年（一六八二）から段階的に幕府の鷹場制度を縮小し、元禄六年（一六九三）には將軍の鷹狩りは停止、同年には諸藩からの黄鷹の献上も停止させた。⁽³²⁾ 盛岡藩ではこれに先立つ元禄三年と五年に鷹匠五一名の人員整理を行い、⁽³³⁾ 他の役職への配置転換を実施している。藩主自身の鷹狩りも元禄六年を境に大幅に減少する。

しかし、通信自身は、宝永二（一七〇五）・三年に二度鷹狩りを行っ

ている。また、元禄十五年には鉄炮野（鉄炮による狩り）も行い、自ら鷹二羽を仕留めている。通信の鷹狩りはこの時期だけで、その後は「目付所日記」には見えない。推測であるが、代替わりによる領内視察的意味があったとも思われる。

生類憐みの令がどれだけ藩領で貫徹されたかは今後の研究課題だが、先代南部直政は幕府側衆に登用されるなど綱吉の側近として活躍し、元禄飢饉の際も八戸藩では動物を保護する指示が出されるなど、⁽³⁴⁾ 生類憐みの令が順守されていたが、直政の死後は緩んできたことが推測される。

(二) 中後期の藩主たちによる鷹狩り

○四代南部広信（藩主在任一七一六〜四一）

宝永三年以降、藩主による鷹狩りは中断する。四代広信（通信の子）代の鷹狩りは確認できない。

○五代南部信興（藩主在任一七四一〜六五）

鷹狩りが復活したのは、広信の子信興の代である。信興は鷹狩りと遊興を好んだ藩主で、家督を継いだ四年後の延享二年（一七四五）から、隠居の二年前の宝暦十三年（一七六三）まで、「目付所日記」「用人所日記」によると、二三回の鷹狩りが確認できる【表1】。信興が鷹狩りの際、獲物の鳥を保護するため「御雇鉄炮討」（献上用の鳥を捕獲するための猟）を禁止する場所も設定されていた。⁽³⁵⁾

信興の鷹狩りの傾向としては、鷹狩りそのものが主目的というより、「御山出」という郊外への遊興を伴う外出に伴う場合が多い。たとえば「用人所日記」宝暦九年九月十八日条では、塩入（現八戸市新井田）の

新井田川鮭漁を見学した際に、鷹扱の役人二名と鷹二居も同行、そのほか用人所の家臣三二人を引き連れている。道すがら鷹狩りを行ったものであろう。新井田は八戸城から南東四キロ程度に位置し、郊外の外出には適当な場所だった。

信興は隠居の翌年明和三年（一七六六）に隠居用の別宅である新井田御殿を造営し、晩年はもっぱら同地で過ごした。子女の数は歴代最多の二男一二女に及ぶ。歴代藩主の中でも、遊興を好んだ藩主といえる。信興には隠居後も「御慰」としてハヤブサやツルが進上されていた。

さらに信興の弟の式部や三男の主膳にも鷹が進上され、主膳も鷹狩りを行った記録がある。藩主以外の鷹狩りの記録はこの一件だけである。八戸藩では有力家臣による鷹狩りは見られず、藩主一族に鷹狩りの権利は独占されていた。

信興の代には、参勤交代に鷹や鷹扱の役人を同行させた。例えば宝暦十年（一七六〇）には江戸へ参勤の際、鷹を持参し、さらに道中でも鷹狩りが行われた。同十二年参勤の際にも、鷹一居を持参している。

逆に宝暦十三年に江戸から下向の際、「御鷹二居・はりけん壹双・あひる七羽・鶏四十羽（鷹の餌用か）を持参、明和二年五月に信興は隠居したが、江戸から十一月に下向の際に「大鷹壹居・熊鷹壹羽・はり先四羽・いんこ壹羽」を持参していた。「はりけん」「はり先」は、何の鳥か不明だが、「バリケン」というアヒルの一種の可能性がある。

このように、江戸藩邸でも鷹や諸鳥が飼われていた。参勤交代に鷹を同行させることは他藩でも見られるが、さらにはりけんやインコなど、珍鳥も同行させていたのである。

○六代南部信依（藩主在任一七六五〜八一）、七代南部信房（藩主在任一七八一〜九六）

信依は信興の子、信房は信依の子である。この二代には全く鷹狩りは見られなくなる。特に信房の代は、天明飢饉とその復興期に重なっており、鷹狩りどころではなかったとも思われる。

○八代南部信真（藩主在任一七九六〜一八四二）

再び鷹狩りが復活するのは信房の弟、信真の代である。信真の治世は五〇年近くに及び、その治世の後半には中老野村軍記の登用によるいわゆる八戸藩文政改革が行われたことで知られるが、鷹狩りを行ったのは治世初期のみである。「用人所日記」には享和元年（一八〇一）以降、再び鷹扱の役人の活動や、鷹狩りの記事が見られるようになり、文化三年（一八〇六）までに三〇回の鷹狩りの記録がある【表1】。

信真の鷹狩りの傾向として、享和年間（一八〇一〜四）は祖父信興同様、引き網見学など、ほかの遊興に鷹扱を同行させていることが多く、鷹狩り自体が主目的のことは少ない。

例えば、享和三年（一八〇三）九月十五日には用人所の大勢の家臣を引き連れ、新井田河原で風よけを設置し、持参した提重で夕食を楽しんでいる。これに鷹扱役人を同行させ、「御鷹据」をしたとある。享和元年はこのような遊興を伴う鷹狩りが多く、「用人所日記」享和元年九月二十九日条では、「日々御鷹据出候二付、本役筋勤方穿鑿茂仕兼」とあり「日々鷹狩りに出かけるので本務の支障になる」と述べられているほどである。

文化二年（一八〇五）も鷹狩りの頻度が高いが、これは後述するよう

に、盛岡藩から鷹匠と鷹を派遣してもらったことと関連する。盛岡藩鷹匠が同行した初の鷹狩り（七月十一日）では、「用人所日記」に「今日四ツ時御鷹野御出被仰出」とあり、「鷹野」＝鷹狩り自体が主目的と明記している。以後は遊興を伴わない鷹狩りが多くなる。

信真はなぜ鷹狩りを復活させたのか。想像をたくましくすれば寛政以降対外危機が高まる中、藩主の威信を高めようとする目的があったかもしれないが、それもつかの間、文化五年四月以降、鷹狩りは停止し、復活することはなかった（後述）。

○九代南部信順（藩主在任一八四二～七一）

信順は鹿兒島藩から養子に入った人物だが鷹狩りは確認できない。

以上のように、歴代藩主による鷹狩りには頻度の違いが見られ、特に近世初期が多い訳ではなく、藩主の嗜好もあったと思える。

三 八戸藩の鷹匠組織と鷹担当の役人

（一）藩政初期における鷹匠

次に「はじめに」で触れた、八戸藩における鷹匠組織についてみていきたい。

鷹に関する役職は、例えば盛岡藩では八戸藩同様用人所に属し、鷹匠頭、鷹匠、犬飼（鷹狩り用の猟犬を飼育する役）、餌指（鷹の餌を調達する役）、鳥討（鷹の餌鳥や、幕府献上用の鳥などを撃つ役）などがあつたが、家中の規模が小さい八戸藩ではそこまで系統的な鷹匠組織が見られない。しかし、藩政初期から鷹匠の存在は確認できる。

藩政初期は八戸藩では座列帳（役職名簿）の類がなく、鷹匠の数は不明であるが、この時期の鷹匠として「目付所日記」に名前が出てくるのは泉山兵蔵（兵左衛門）と四戸甚十郎である。また、餌指の存在も確認できる。このほか寛文五年（一六六五）の「御支配帳」によると、武家奉公人である「御小者」の中に犬飼二人がみえる。鷹に関する役職は藩政初期にある程度備えられていた。

この支配帳によると、泉山は切米五駄、四戸は三駄という現米を支給される下級武士である。八戸藩分割にあたり、八戸藩の家臣たちは盛岡藩から分与されたり、牢人などを新規に召し抱えたりしたが、八戸藩士の経歴を書き上げた「系譜書上」⁴⁸には、両者の名前はなく、仕官の経緯は不明である。ただし、泉山兵蔵は「雑書」慶安二年（一六四九）九月二十二日条では、八戸産の若オオタカを公儀鷹師衆へ持参する役目をしており、八戸藩成立前から鷹に係る役職を行っていたことが確認できる。

兵蔵は寛文五年には、ハヤブサの調教を行つたり（「目付所日記」八月三十日条他）、世子南部直政から鷹狩りの上覧を受ける（同九月二十日条他）など、活動の記録が見られる。しかし、寛文八年十月二十六日、鷹部屋からの帰りに三日町横町で頓死した。鷹匠の業務は倅の兵十郎が継いだ。火廻りの役職が中心となってしまう。「勤功帳」⁴⁹でも、泉山家は兵十郎―弥惣兵衛と続くが、鷹に関わる役職には就いていない。

一方、四戸甚十郎は寛文七年十一月に江戸にハヤブサ一居を登らせたときに同行している記事が見える。⁵⁰ところが、四戸も寛文八年九月にいかなる理由か「欠落」してしまつた。⁵¹四戸一族では鷹匠の業務を引き継いだ者はいないようである。

この時期の藩主、二代南部直政は鷹狩りを行わなかったため、藩日記上から鷹匠の動向が窺いづらい。

次いで鷹匠の名前が日記に見えるのは三代通信が鷹狩りを行った宝永年間となる。通信期の鷹匠として喜右衛門の名がみえる。喜右衛門には苗字がなく、足軽身分であった。

喜右衛門の業務としては、名久井への「御鷹御用」(鷹の捕獲に係るものである)や、トビやカラスの巢の撤去のほか、宝永四年には湊川口普請の奉行の一人(他も足軽クラス)となるなど、直接鷹に関連しない業務にもかかわっている。

喜右衛門も活動時期は数年間だけで、宝永七年(一七二〇)九月に急死した。息子の鍋之丞はまだ十二歳で、御次坊主(御次は藩主の私的空間。いわゆる奥)となり、鷹匠職は継いでいない。⁽⁵⁵⁾ 正徳期以降は再び八戸藩主は鷹狩りをしなくなり、鷹匠の役職も消えてしまうのである。

(二) 鷹匠が住んでいた場所

これら鷹匠は城下のどの場所に住んでいたのだろうか。泉山、四戸の居住地は不明である。泉山が帰宅途中に頓死した三日町は、鷹匠小路への通り道ではあるが、それだけでは居住地は特定できない。

喜右衛門については、「目付所日記」宝永五年(一七〇八)六月十五日条に「御鉄炮討金十郎・御鷹匠喜右衛門右衛門人二、廿八日町下新組町にて御足軽並之間敷屋敷被成下、源之丞方承にて申渡ス」という記事があり、廿八日町下新組町(現塩町カ)に屋敷が与えられたことがわかる。鷹匠小路には居住していない。

少ない事例ではあるが、史料上からは八戸城下町の「鷹匠小路」には鷹匠の居住は明確に確認できない。仮に居住していたとしても、集住するほどの人数ではなかっただろう。「鷹匠小路」の地名がいつ命名されたのか不明だが、盛岡藩における八戸の町づくりが鷹狩りとともに始まったという伝承に則せば、鷹匠を集住させる構想があったのかもしれないが、実態は伴っていなかった。⁽⁵⁶⁾

(三) 「鷹扱」役人の配置とその業務

① 鷹扱に任命された武士たち

鷹狩りが復活した南部信興治世期には、専門職としての鷹匠はいなくなり、藩士の中から随時「鷹扱」の役人を任命する方法に変わった。鷹扱役人は世襲ではないが、実質的に鷹匠同様の業務を担った。

延享二年(一七四五)に南部信興が盛岡藩から鷹匠を派遣され、鷹狩りを行った際には、信興の側近である紫波源之丞が鷹扱を務めている。⁽⁵⁷⁾

この時は鷹匠の補助的な役目だと思われるが、その後金田一登内、岡田伝、松原貞右衛門、佐々木兵太夫、鈴木左野右衛門が任命され、文字通り鷹を直接扱う業務を行っている。宝暦末年の人員は三名だった。⁽⁵⁸⁾

初代といえる紫波は別として、「系譜書上」によると、松原は三駄式人扶持、鈴木は切符五両一人扶持の下級藩士(八戸藩の家格でいうと給人格)であり、藩政初期に鷹匠を務めた泉山兵蔵や四戸甚十郎と家格的にはあまり変わりはない。「系譜書上」では管見の限り、役職就任が明記されているのは、宝暦五年(一七五五)五月二十四日に就任し、明和五年(一七六八)十一月十五日退任した松原貞右衛門のみである。松原

についても専任ではなく「勘定所御雇」などほかの役職も兼務していた。

再度の中断を経て鷹狩りが行われた南部信真治世期には、鷹扱役人（享和・文化期は「鷹掛」「鷹懸」とも呼称）として名前が見られるのは松原貞右衛門、池田文蔵、鈴木庄司、鈴木備、大関鍋之助、西村悦太夫らである。

彼らはいずれも切米・切符取の下級藩士であったが、例外的に一五〇石取の、八戸藩としては上級藩士の遠山平馬も享和元年（一八〇一）九月晦日に鷹掛加役を命じられている。しかし、遠山はこの人事に不本意であったらしく、「遠山家日記」によると、⁽⁵⁰⁾

一、昨日被仰付候御鷹之儀段々先例も吟味致候得共、御近習より鷹匠同様ニ相勤候例も相見得不申、御先々代之御給人衆より三人被仰付候よし、勿論此度被仰付候儀ハ御鷹取扱掛と申二者候へ共、御鷹匠同様ニ御門外近郷までも日々据候事ニ候へハ、名目之違候計御鷹匠ニ違も無之儀、尤当分之内加と被仰付候事ニハ候へ共、元来備殿・文蔵殿兩人ニて手ニ合かね候儀、近々御鷹も増候へハ、万々一長々被仰付置候筋ニてハ、本役筋当番御免之事故（下略）、

として、鷹の扱いには不案内であること、「近習」が「鷹匠同様」の役を務めた例はなく給人が務めるべき役職であること、「鷹匠同様」の業務なので外回りが多く、ほかの業務に支障が出ることから辞退したいと用人に相談している。

これに対し用人は、時節柄専任の鷹匠を配置することはできないので、しばらく勤務を続けるよう慰留している。結局遠山は十月一日に痰痛を理由に辞任が認められている。遠山には、家格的に釣り合わない

という思いがあり、やはり、日々鷹を調教するなど雑務が多い鷹掛の役職は上級藩士が就く役職とはみなされていなかったようである。

② 鷹扱の業務

鷹扱の業務としては、領内の鷹や菓鷹の捕獲、鷹の調教、鷹狩りへの同行など一般的な鷹匠の業務と変わらないが、世襲制ではなかった。藩士の中から、鷹に関する知識がある人物を登用したと思われるが、登用の基準などは不明である。

鷹部屋は八戸城内御末（奥向）の先の物見角にあり、鷹類（オオタカやハヤブサなど）は鷹扱に預けられ、調教された。調教は夜間行われる場合と、山に鷹を連れていき、実際に狩りの訓練を行う場合がある。狩りの素質がない鷹は放鳥された。⁽⁵²⁾

ほかに鷹に関する役職として、餌用の小鳥を打つ御鷹餌討がある。明和三年には五人が任命されている。⁽⁵³⁾ 献上用の鳥を打つ御鉄炮討が兼任することもあった。⁽⁵⁴⁾ これとは別に「餌指」職もあったが、両者の明確な違いは不明である。餌指として久之丞の名前が見られるが、彼の前職は「御用屋敷御門番」であり、世襲というわけではなかった。さらに御鷹餌指御坊主もいた。⁽⁵⁶⁾

鷹の餌としてはハト、ウズラ、ヒバリ、スズメのほか、「是迄熊鷹之餌犬鹿、旧冬より被仰付相廻来候所、右両品相扣、以来からす計差上候様被仰付」（「用人所日記」明和三年二月十八日条）とあるように、クマタカのような大型の鷹にはカラスや、犬や鹿肉などの獣肉も与えられていた。また、鷹餌討が打つ餌だけで足りない場合は、購入もされていた。ただし購入餌は高価なので（スズメは一羽につき二銭⁽⁵⁷⁾（文）、野鳥

の捕獲が基本であった。

四 鷹の捕獲や鷹狩りの場所

鷹はどのように捕獲されたのだろうか。八戸藩分割前の盛岡藩では、同心（足軽）を鷹待場に派遣する藩直営の捕獲と、「地待」と呼ばれる在地の者による捕獲に大別できる。⁽⁶⁸⁾一方、八戸藩では、地待による捕獲が中心だった【表2】【図1】。

鷹の主な捕獲地は八太郎村（現八戸市河原木八太郎山ほか）で、ここには盛岡藩時代から継続して地待を務めた「助蔵」がいた。寛文五年（一六六五）から延宝二年（一六七四）までの同地における鷹捕獲は、一件を除いてすべて助蔵によるものである。八太郎は、現在は工業地帯であるが、当時は長苗代の低湿地を間近に控え、鳥類の生育に適していたものである。他の地待として、鳥屋部村（現階上町）の「孫作」などの名が見える。捕獲者には褒賞として「山祝金」が支給された。鷹の種類によつて褒賞が違うが、若弟鷹（若いメスのオオタカ）だと砂金一〇匁だった。⁽⁶⁹⁾

八太郎村以外に「目付所日記」に見える捕獲地としては、名久井村（現青森県南部町）、剣吉村（同）、鳥舌内村（同）、日計村（現八戸市）、高家村（岩手県九戸村）、久慈早坂村（岩手県久慈市）などである。一方、現在も「鷹待場」の地名が残る新井田村や榊引村では捕獲されていない。

一方、鷹狩りの場所としては、長苗代もあるが、新井田や、白銀・鮫など城下の南東部が多い（地名は資料表記に則す。【図1参照】）。

近世中期には「地待」による捕獲はなく、藩が鷹待の小者を派遣する、いわば藩直営の捕獲に変わっている。後述するように、盛岡藩に鷹を収める必要がなくなり、藩主が必要な分だけを捕獲したためであろう。

例えば宝暦五年（一七五五）でいうと、「用人所日記」によると、七月二十九日に八太郎村での鷹待の指令が鷹扱に出され、鷹待を行う小者に、捕獲するための網や「朝夕之御扶持」が支給されている。十月十七日に寒気になり鷹の数が減少したということで、鷹待の終了が通知されている。約三か月弱が鷹待の期間だった。

このように近世中期以降も捕獲は例年、基本的に八太郎村で行われており、村には鷹待用の人足も動員されている。⁽⁷⁰⁾また、八太郎蓮池通には、献上用の鳥討を規制する「鉄炮打分御留場」も設定されていた。⁽⁷¹⁾

鷹待の方法としては、「用人所日記」宝暦十一年六月二十四日条に

一、御鷹待之所脇江沓ヶ所、又候拵網丈夫二いたし、猫鶏差置相侍候様可致、もし鷲取候義も可有之思召候由、尤別人差置不申、両所沓人相待候様被仰付、漆沢茂左衛門へ申渡之

とあり、網を拵え、沓として猫や鶏を置いていた。鷹待用の餌鶏を買うよう鷹扱いの役人に命じる記事も見える（同年七月二十五日条）。

なお、在地の者による捕獲がなくなったわけではなく、例えば、小田毘沙門（現八戸市小田八幡宮）「別当名子」もハヤブサ一居を捕獲し上納し、鳥目二〇疋を与えられているが、不定期なものだった。⁽⁷²⁾

鷹の買い上げも行われており、文化四年七月に湊村源助から買い上げた際には金三步が支給された。⁽⁷³⁾これは盛岡藩で黄鷹の捕獲者に二両を与えていることに比べると高くはないが、鷹の種類は不明である。逆に

「用人所日記」宝暦九年十二月四日条によると、江戸で不要になった鷹の払い下げも行われており、その代金見積は一二両であった。⁽⁷⁵⁾

また、巢鷹も捕獲されていたが、毎年ではない。宝暦九年でいうと、五月十四日に鷹扱に、ハヤブサ・ハイタカの巢を探索するよう指示されている。名久井通苦米地村（現南部町）の松の木の間にハヤブサの卵三つを発見、百姓三人を昼夜番人につける措置がされている。五月二十五日に孵化を確認、六月六日に巢下げがされた。捕獲されたひなは藩主にも上覧されている（いずれも「用人所日記」による）。宝暦十一年には飛地の志和領（現岩手県紫波町）でも巢鷹が探索されたことがあったが、発見できなかった。⁽⁷⁶⁾

捕獲される鷹の種類としては、近世初期にはオオタカとハヤブサが半々くらいで、時にハイタカも捕獲されている。八月～九月はハヤブサが中心で、十月にはオオタカ幼鳥である若黄鷹が捕獲される。鷹類は一般的にメスのほうが体長が大きく狩りに適しているとされる。捕獲されるのもメスが中心だが、オスも捕獲されていた。近世中期にはクマタカも捕獲されている。

五 鷹を巡る盛岡藩との関係

(一) 盛岡藩への鷹や巢鷹の提供

最後に、鷹を巡る盛岡藩との関係についてみてみたい。八戸藩と盛岡藩はいわゆる本藩・支藩の関係ではなく、形式的にはそれぞれ幕府から領知宛行状を与えられる独立の藩とされたが、⁽⁷⁷⁾盛岡藩が本家筋にあたる

ことから、鷹を通じた両家の関係もそれを反映していた。

「目付所日記」には、南部直政治世期にしばしば鷹や巢鷹の捕獲の記事がみえる。直政自身はほとんど鷹狩りを行わず、また幕府への献上義務もなかったため、八戸藩自体ではそれほど多くの鷹は必要としなかったはずである。これは、八戸藩分割後も、しばらくは八戸藩領で捕獲した鷹を盛岡藩へ提供する体制が続いていたからである。

「目付所日記」には鷹を捕獲すると「則三戸へ被遣」という記事が頻出する。三戸は盛岡南部家のかつての本拠地であり、三戸城内には鷹部屋があり、三戸廃城後には三戸代官所に引き継がれた。⁽⁷⁸⁾盛岡とは別に、三戸代官所にも鷹匠が配置され、八戸藩領からの鷹は同代官所に納めていた。

また、巢鷹も提供されていた。例えば「目付所日記」寛文九年（一六六九）四月十二日条では、「盛岡より巢隼御用二付、白浜ニ先年巢御座候由、就夫御尋被成、御代官岩泉源右衛門被仰付」とあり、盛岡藩の指しで白浜（現八戸市）にある巢隼を探索させている。また、延宝五年（一六七七）四月にも山根村（現久慈市）に巢鷹があったと盛岡鷹匠に報告している。⁽⁷⁹⁾

盛岡藩の餌指は八戸藩領にも入り、餌用の鳥を捕獲していた。「目付所日記」延宝三（一六七五）年七月二十四日条には「大膳様御領分之餌指入用之仰二付、下々困窮仕段百生共訴状上ル、則松田伊兵衛披露之」という記事がある。これによると、盛岡藩餌指の入用が八戸藩領民にも負担されており、それが百姓の困窮の原因になっていたという。また、盛岡藩側の記録でも、「雑書」寛文十一年三月十日条には、餌指清四郎

が、八戸領長倉村（現岩手県軽米町）で百姓を叩き、八戸留守居からの報告により詮索のうえ扶持を取りあげられる事件があった。本家の権威を高にきた横暴な振る舞いがあったことが想起される。

以上のことから、八戸藩分割から日が浅く、形式的には独立した藩といっても、実際は本家筋にあたる盛岡藩に対し従属的な立場にあったことが窺える。盛岡藩側にとっても、八戸周辺は鷹の産地であり、分割直後の寛文五年まで、八戸領に巢鷹を捕獲するための「御鶴巢見候者」や、鷹を捕獲するための同心を派遣している。藩領を分割したといっても、継続して鷹を送ってもらう必要があったといえる。

しかし、このような三戸代官所への鷹の提供は、天和年間以降（一六一一―）見られなくなる。徳川綱吉の將軍就任（延宝八年・一六八〇）による幕府鷹場制度の縮小が影響すると思われる。三戸代官所付きの鷹匠も元禄三年（一六九〇）の鷹匠整理の際に配置転換され（「雑書」同年三月二十四日条）、その後復活することはなかった。

幕府の鷹狩りは、徳川吉宗の將軍就任とともに復活し、盛岡藩の幕府への鷹献上も享保元年（一七一六）から復活する。しかし、八戸藩から盛岡藩への鷹の提供は復活しなかった。盛岡藩は綱吉政権期以前には幕府に年間に一四・五居献上していたのに対し、享保期以降は年間五居に固定される。献上規模の縮小とともに、あえて八戸藩領からも鷹を求めなくても充足できるようになったからであろう。

このように、八戸藩も盛岡藩を通じて、幕府の鷹献上のシステムに組みこまれていた。八戸藩では、盛岡藩主が幕府から將軍の鷹狩りの獲物（御鷹之鳥）を拝領したことを「目付所日記」にその都度記載しており、

直接幕府に鷹を献上したり、將軍から獲物を拝領することはなくとも、幕府を頂点とする鷹を通じた儀礼に無縁ではなかったといえる。

（二）盛岡藩からの鷹と鷹匠の派遣

鷹を通じた関係は、一方的な八戸藩による鷹の提供だけではなく、鷹を通じた両藩の交際もみられる。最たるものは、盛岡藩からの八戸藩への鷹匠の派遣だろう。

五代藩主南部信興が延享二年（一七四五）に鷹狩りを再開した際には、八戸藩には鷹匠はいなかった。ではどうしたか。盛岡藩から鷹匠と鷹を約三か月に渡り派遣してもらったのである。藩日記類によると、派遣されたのは鷹匠三名と餌指一名・犬飼一名。鷹はハヤブサ一居・ハイタカ一居。彼らは七月十五日に八戸到着、信興は早速二十八日に小田（現八戸市）、八月四日には新井田へ鷹狩りに出かけ、自らアオサギ一羽・ヒバリ一羽を捕獲し、家臣に吸物にして振舞われた。信興はその後白銀や八太郎で鷹狩りを行い、鷹匠らは十月十四日に盛岡へ帰った。

派遣は寛延二年（一七四九）にもあり、この時は鷹匠三名と、餌指一名、鷹二居が派遣され、六月二十日に八戸に到着、信興は早速六月二十三日（場所不明）、二十五日（長苗代）と、続けて鷹狩りを行っている。彼らは約四か月間にわたって滞在し、盛岡に帰ったのは十月二十一日だった。

鷹狩りを復活した八代藩主南部信真も五十六年ぶりに派遣を受けている。文化二年（一八〇五）六月十七日に鷹匠二名と鷹二居が八戸へ到着、鷹匠たちは翌年の三月まで滞在し、信真が江戸へ参勤するのに合わせて

盛岡へ帰った。この間、信真は一四回の鷹狩りを行っている。

なお、この鷹匠らの帰盛にあたり、藩は褒賞として、鷹匠二名に鳥目(銭)一〇〇疋(一貫文に相当)ずつを支給した。鷹掛の鈴木備が「盛岡では士分への褒賞は金であり、銭を与えるのは下々の者ばかりだ。外聞が悪い」と伺いを立てたのに対し、藩は「当藩は盛岡藩とは石高も違うし、藩士への褒賞は元々銭なので仕方がない。盛岡藩にはよく説明したい」と回答している。当時の両藩の経済的格差をうかがわせ、興味深い(「用人所日記」同年七月二十四日条)

盛岡藩からの鷹の進呈も、南部信興治世期の宝暦二・五・七年に見られる。「目付所日記」宝暦五年五月二十八日条に「信濃守様(筆者註…盛岡藩主南部利雄)江先達而御内々御無心被成候二付、御鷹匠根守市郎兵衛被指遣、箱鷹二而一居被進之」とあり、八戸藩側からの要望によるものであった。このほか、藩政初期には、寛文七年に盛岡藩主南部重信が、重陽の節句の祝儀として「両若様」(世子南部直政と弟直常)に鷹狩りの獲物の鴨(御鷹之鴨)を贈るなど、鷹を通じた南部一族間の交流が見られる。

六 八戸藩における鷹狩りの終焉

八戸藩主の鷹狩りは幕末を待たずに終焉を迎える。「用人所日記」文化五年(一八〇八)四月十四日条には、「御鷹御抱暫被相止候段被仰出有之候、御鷹者御放被遊候段、是又被仰出向々右之段申達候」とあり、鷹を飼うのをやめ、放鳥することが指示されている。これに引き続き、

鷹掛の配置転換や、鷹部屋の片づけ(文化六年五月十日条)の記事が見える。その後「目付所日記」「用人所日記」から鷹の記事は姿を消す。南部信真が盛岡藩鷹匠を招いて、盛んに鷹狩りを実施してからわずか二年あまり後のことであった。

他の諸藩でも幕末期には鷹狩りは低調になり、盛岡藩でも十七世紀には数十名いた鷹匠が、幕末期には五人にまで縮小している⁽⁸⁶⁾。将軍による鷹狩りは、文久二年(一八六二)まで続き、大政奉還後に最終的に幕府鷹場制度は廃止された⁽⁸⁷⁾。信真の鷹狩り停止は、いささか時期的に早い感はある。

なぜこの時期に急に鷹狩りをやめることになったのか、重要な問題ではあるが、藩日記類には理由が示されておらず、詳しい経緯は不明である。当時の時代背景をみると、文化元年(一八〇四)には、藩営牧場である広野が廃止されており⁽⁸⁸⁾、同四年(一八〇七)にはロシアによる樺太・エトロフ島襲撃事件を受けて少人数ながら藩士を箱館に派遣している⁽⁸⁹⁾。時代は遡るが、信興の時期には鷹の調教には一か月一貫文の経費がかかり「おついえ」になると記録されており⁽⁹⁰⁾、鷹部屋の維持管理には経費が掛かった。鷹狩り停止の理由の一つとして、財政改革の一環であった可能性があるが、野村軍記を登用した本格的な財政改革(文政改革)以前の時期であり、断言することはできない。

なお、九代藩主南部信順は鹿兒島藩との縁戚により城主格に昇進し、歴代藩主の中で初めて侍従に任じられたが、万延元年(一八六〇)九月に、歴代藩主の中で初めて将軍の「御鷹之鷹」を拝領した⁽⁹¹⁾。これまで八戸藩は将軍から「御鷹之鳥」を拝領する対象にはなっておらず、大変名

誉なことであつただろう。しかし、その二年後、文久二年十一月には幕府からの「御鷹之鳥」の拝領制度自体が中止になってしまった⁽⁹²⁾。それから年を経ずして、幕藩体制は崩壊するのである。

まとめ 八戸藩における鷹狩りと鷹の位置づけ

八戸藩は盛岡藩や弘前藩と違って鷹の献上義務はないため、鷹匠を常時抱えておくことは不要であり、藩政初期は別として、中期以降は藩士の中から「鷹扱」の役人を臨時的に任命する方法に変わった。

鷹狩りの頻度は藩主により大きな違いがある。十七世紀には諸藩では盛んに鷹狩りが行なわれており、初代藩主直房も八戸入部時は領内視察を兼ねて幾度か鷹狩りをしている。しかし、二代直政は江戸にいる期間が長かったこと、徳川綱吉の側近であつたこともあり、自身も鷹狩りをしなかつた。

徳川吉宗の將軍就任以来、幕府では鷹狩りが復活するが、八戸藩では十八世紀半ばの五代信興まで本格的な鷹狩りは復活しなかつた。その後再び中断し、十九世紀初めの八代信真の代に再復活するが、数年で鷹狩りは停止され、幕末に至るまで行われなくなる。その理由について明らかにし得なかつたが、今後も資料の発掘を続けていきたい。

幕府に鷹を献上しない八戸藩であつたが、藩政初期においては盛岡藩への鷹の提供が行われ、また藩政を通じて盛岡藩主への「御鷹之鳥」拝領の記録はその都度藩日記に記載している。幕末期には八戸藩主自身が「御鷹之鳥」の拝領を受けた。八戸藩も將軍を頂点とした鷹の献上の儀

礼とは無縁ではなかつた。また、信興・信真の鷹狩りには盛岡藩から鷹匠を派遣してもらうなど、鷹を通じた同族大名としての交流も見られる。以上、八戸藩における鷹狩りの実態を見てきた。これまでは幕府や大藩における鷹狩りの研究は進んできたが、本稿ではあえて北奥の一小藩における鷹狩りを取り上げた。東北諸藩の小大名と比較することで、より八戸藩の鷹狩りの実態が明らかになると思うが、今後の課題としたい。また、第五章の鷹狩りを通じた本家盛岡藩との関係も、他の分家大名と比較する必要があると考える。

註

- (1) 高島成侑・三浦忠司『南部八戸の城下町』(伊吉書院 一九八三年) 九五頁には、「文久の城下絵図(筆者註・八戸市立図書館蔵八戸南部家文書「文久改正御城下略図」)によれば、別名「ろう丁」ともみえ、主に中下級番士と給人の屋敷地であつた。
- (2) 弘前の鷹匠町は城郭の西に位置する。『青森県地名大辞典』(角川書店 一九八五年) 五三二頁によると、「慶安二年の弘前古絵図(筆者註・弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書)では、鷹匠町と侍町に分かれ、鷹師二軒と餌指一軒、侍屋敷二〇軒、町屋一軒がある」とある。盛岡の鷹匠小路は城郭の中津川を挟んだ南に位置した。『岩手県の地名』(平凡社 一九九〇年) 四九五頁によると、「寛永城下図(筆者註・もりおか歴史文化館蔵)には鷹師町とみえ、両側町の東側に鷹匠が一六軒居住している。同図では呉服町よりの入口一町半ほどは餌指(餌差)町と記され、両側に餌差一一軒がある」と記す。のち、上鷹匠小路、下鷹匠小路に分かれた。

- (3) 三浦寺水『津軽の黄鷹』（私家版 一九七六年）七〇八頁。
- (4) 「正保三丙戌歳山城守重直公御代御支配帳」（岩手県立図書館蔵。ただし、後世の写し）。
- (5) 「雑書」元禄三年三月二十四日条。この記事は、徳川綱吉の生類憐みの令の時期、鷹匠三三名の配置転換を命じたものだが、職に残った鷹匠も三一名いたので、併せて六〇名を越す大所帯だった。
- (6) 註(2)に同じ。
- (7) 現盛岡市肴町、南大通一丁目にあたる。鷹匠小路からはやや東側。
- (8) 菊池勇夫「鷹と松前藩」（『蝦夷地・北海道―歴史と生活―』雄山閣出版 一九八一年）なお、松前藩における近年の論考として榎森進「松前藩と鷹鳥屋場知行」（福田千鶴・武井弘一編『鷹狩りの日本史』勉誠出版 二〇二二年）がある。
- (9) 長谷川成一「鷹と東北大名」「奥羽日の本仕置と豊臣政権による鷹の独占過程」（『近世国家と東北大名』吉川弘文館 一九九八年）。
- (10) 岡崎寛徳「献上鷹・下賜鷹の特質と將軍権威」（『弘前大学國史研究』一〇六 一九九九年）、「享保期における鷹献上と幕藩関係」（『日本歴史』六二一 二〇〇〇年）など。これら成果をまとめたものとして『鷹と將軍 徳川社会の贈答システム』（講談社選書メチエ 二〇〇九年）がある。
- (11) 二〇一九年度弘前大学国史研究会第九五回例会報告「弘前藩御国日記にみる鳥類の捕獲記録」。この成果などをまとめたものとして『弘前藩いきものがたり』（北方新社 二〇二〇年）がある。
- (12) 遠藤公男『盛岡藩御狩り日記』（講談社 一九九四年）。
- (13) 兼平賢治「公儀御鷹師衆・諸藩鷹師からみる十七世紀の東北」（『東北近世史』三九 東北近世史研究会 二〇一五年）。
- (14) 拙稿「盛岡藩における巢鷹捕獲―三戸町小笠原家文書「巢鷹御用覚帳」の分析から―」（『鷹・鷹場・環境研究』四 二〇二〇年）。
- (15) 宮内庁式部職編『放鷹』（吉川弘文館 一九三一年）一二九頁。
- (16) ただし、周知のとおり弘前藩は近世中期までは四万七〇〇〇石であり、文化二年（一八〇五）に七万石、同五年（一八〇八）に一〇万石に高直しされている。
- (17) 『安政武鑑』（須原屋茂兵衛刊 一八五五年）によると、八戸藩の鳥類の献上品は八月「初菱喰」、九月「初鶴」、十二月「雉子」とある。
- (18) 鷹に関わる業務は用人所の管轄であった。
- (19) 「目付所日記」は寛文五年（一六六五）から明治二年（一八六九）まで、「用人所日記」は享保八年（一七二三）から明治二年まで残る。八戸市立図書館により解説が進められ、解説本は館内に架蔵されている。
- (20) 盛岡藩時代における八戸地域の鷹狩りについては、熊谷隆次「八戸における鷹狩り」（『新編八戸市史 近世資料編Ⅰ』八戸市 二〇〇七年）所収コラムや、『新編八戸市史 通史編Ⅰ 近世』（八戸市 二〇一五年）五二六―五二八頁を参照のこと。
- (21) 田名部清一・三浦忠司『青森県八戸 下長の歴史』（八戸市下長地区石堂土地区画整理組合 一九八六年）。
- (22) 「雑書」によれば、南部重直の主な鷹場は城下周辺（栗谷川、向中野、米内など。いずれも現盛岡市）が多いが、花巻方面への一泊の鷹狩りも行われた。なお、「雑書」は一六巻まで熊谷印刷出版部、以後東洋書院が刊行。二〇二一年現在で四九巻、天保十年まで刊行されている。
- (23) 承応元年（一六五三）五月二十六日付八戸城代連署状（八戸市立図書館蔵八戸南部家文書）によると、岩淵新山別当（現別雷神社）に、「御鷹の餌の犬」の調達を免除している（前掲註(20)熊谷コラム参照）。
- (24) 例えば、慶安二年（一六四九）には八戸産の若オオタカ二居を進上している（『雑書』同年九月十七日条）。
- (25) 高島成侑・三浦忠司『南部八戸の城下町』（伊吉書院 一九八三年）

一一頁。

- (26) 例えば南部重信は、寛文蝦夷蜂起が起こった寛文九年（一六六九）にも、「雑書」によると計六一回も鷹狩りに出かけている。
- (27) 『新編八戸市史 通史編Ⅱ 近世』（八戸市 二〇一三年）所収コラム「南部直房暗殺説」（熊谷隆次氏執筆）など参照のこと。
- (28) 八戸市個人蔵。『青森県史 資料編 近世5 南部2 八戸藩領』（青森県 二〇一一年）No.37収録。
- (29) 「目付所日記」寛文七年十一月十二日条。この時は、「餌犬引」（犬牽。犬飼と同様の役職）として柏崎村小三郎も同行している。
- (30) 「目付所日記」寛文五年九月二十日・二十三日・二十四日条。直政は寛文元年に盛岡で生まれたが、同五年八月七日に八戸に移った（『八戸南部史稿』ほか）。鷹狩りの上覧はその直後である。
- (31) 前掲註（27）『新編八戸市史 通史編Ⅱ』三五頁。
- (32) 根崎光男『歴史文化ライブラリー 犬と鷹の江戸時代』（吉川弘文館、二〇一六年）一二〜三五頁など。
- (33) 「雑書」元禄三年三月二十四日条及び同五年十月一日条。元禄五年時は鷹匠のほか、餌指二五名のうち一〇名、犬飼一五名のうち三名、御鷹犬一正のうち六正も配置転換されている。また、元禄十三年三〜四月にも鷹匠組織縮小の記事がみえる。
- (34) 例えば、飢饉下の元禄九年（一六九六）九月にも、八戸藩では幕府の法令を受けて、猪・鹿・猿など畜類を殺して食べることを禁止、犬の養育、捨て子・捨て牛馬の禁止など「覚」七か条を発令している。（『新編八戸市史 通史編Ⅱ』五三〜五七頁）。
- (35) 「目付所日記」宝暦二年二月五日条。場所は「類家下道」及び「是川討場所之内、新井田橋向春木場より湊川口迄、^{（マ）}台者寺下海道花生迄」となっている。
- (36) 『八戸南部史稿』明和三年此年条（『八戸の歴史双書 八戸南部史稿』八戸市 一九九九年）。ただし、「用人所日記」にはそれ以前にも「新井田御田屋」（田屋は別荘の意味）として見え、宝暦十一年（一七六一）十月十四日条に「是迄孫助田屋江も度々も伺御腰被為掛処、不如意二付、此度田屋も御買上被成候儀、最早此末御用も難相勤御座候間、此節御目録にて式百疋被成下如何可有御座趣奉候処、右之通り被仰付之」とあり、在地の有力商人の新井田孫助の田屋を買い上げたものであった。
- (37) 『御九代集 全』（種市町教育委員会 一九九五年）ほか。
- (38) 式部へは「用人所日記」宝暦六年八月三日条、主膳（初名賢五郎）には宝暦十二年七月二十七日及び明和三年二月二十一日条。
- (39) 「目付所日記」明和三年六月十四日条。
- (40) 「目付所日記」宝暦十年三月十二日条。
- (41) 「用人所日記」宝暦十二年四月二十四日条に「御鷹去々年（筆者註：宝暦十年）之通御途中為御据可被遊候哉」という伺いがある。
- (42) 「目付所日記」宝暦十二年二月九日条。
- (43) 「用人所日記」宝暦十三年四月七日条。
- (44) 「用人所日記」明和二年十一月一日条。
- (45) 八戸市立図書館滝尻貴氏のご教示による。菅原浩・柿澤亮三編著『図説 鳥名の由来辞典』（柏書房 二〇〇五年）三五八〜三五九頁に、番鴨（蕃鴨、バリケン、バンオウ）という鳥がでてくる。
- (46) 前掲註（14）拙稿。
- (47) 八戸市博物館蔵西町屋文書（『新編八戸市史 資料編近世Ⅰ』No.二、一九）。
- (48) 八戸市立図書館蔵八戸南部家文書（『八戸の歴史双書』収録 八戸市 二〇〇一年）。「系譜書上」は藩士諸家の系譜を寛政四年（一七九二）、文化八年（一八一二）の二度にわたって提出させたもの。提出しなかつ

た家もあり、すべての藩士が網羅されているわけではない。

(49) 八戸市立図書館蔵八戸南部家文書。

(50) 註(29)に同じ。

(51) 「目付所日記」寛文八年九月二日条。一族の四戸喜平次(山奉行)が報告したが、その喜平次も「御役所油断仕」った件で御預となり(同年十一月晦日条)、翌年二月十九日に改易された。関連性は不明。

(52) 「目付所日記」宝永三年五月二十日条。

(53) 「目付所日記」宝永四年四月十一日条及び宝永五年三月十七日条。なお、カラスとトビの巢の撤去は幕府からしばしば発令された(前掲註

(32) 根崎著書四〇〜四五頁)。盛岡藩でも宝永三年〜五年の「雑書」に記載がある。

(54) 「目付所日記」宝永四年二月二十六日条、三月十二日条。

(55) 「目付所日記」宝永七年九月七日・九日条。なお、城にいる坊主は法体姿・剃髪で世話役などの雑事に従事した者たちで、武士身分。

(56) 八戸城下町の同様の地名に、三日町、八日町などの市日地名があげられる。前掲註(25)高島・三浦共著二三八〜二四〇頁では「市日によって町名が命名されたものではなく、町の繁栄の願いを込めて市日に由来した町名がつけられたと考えられる」と推測している。

(57) 「目付所日記」延享二年七月二十七日条に「森弾右衛門忌中二付御鷹匠御用紫波源之丞へ被仰付」とあり、当初は軍学者の森弾右衛門を任命する予定だったようである。

(58) 「用人所日記」宝暦九年閏七月六日条・同十九日条にそれぞれ二人だった鷹扱を一名増員し、松原貞右衛門・佐々木兵太夫・鈴木左野右衛門の三名に鷹扱を命じる記事が見える(鈴木が新任)。

(59) 八戸市立図書館蔵遠山家文書。引用部分は『八戸の歴史双書 八戸藩遠山家日記』第一巻(八戸市 二〇〇四年)収録。

(60) なお、鷹扱が非公式の役職であったわけではなく、寛政十年(一七九六)に記載された「治国要務秘録」(工藤祐董『八戸藩法制史料』創文社 一九九一年)によると、「御勝手方」として、「御鷹取扱」「御鷹餌打」の役職が見える。

(61) 「用人所日記」宝暦十一年五月十二日条。

(62) 例えば「用人所日記」宝暦九年六月二十三日条には「是迄松原貞右衛門二被御預置候御鷹、色々手入候得共、御用立不申二付放候様被仰出其旨、貞右衛門江申渡ス」とある。

(63) 「目付所日記」明和三年十月九日条。

(64) 「用人所日記」宝暦四年七月二十五日条など。この記事では献上用鳥を打つのに専念させるため、「御鉄炮打」の喜太郎を交代させている。

(65) 「目付所日記」宝暦三年二月十九日条。

(66) 「用人所日記」宝暦十三年四月二十六日条に吟哥を任命したとある。餌指坊主は掃除坊主も兼任していた(「目付所日記」明和六年七月一日条)。

(67) 「用人所日記」宝暦七年六月十日条。一日五・六羽ずつ差し上げるとある。

(68) 菊池勇夫「鷹の捕獲技術について」(『近世日本の生活社会』清文堂 二〇一六年)など参照。地待は肝入など地元の有力者が務めたが、選定の基準(鷹に関する経験があるか等)は不明。

(69) 「目付所日記」寛文五年十月六日条。地待助蔵が若弟鷹一居を捕獲した際には「御山祝砂金十匁被下候、内式匁ハ先達被遣、今日八匁被下代米四駄壱斗九升五合被下」された。

(70) 「用人所日記」宝暦十一年六月二十四日条。

(71) 「目付所日記」宝暦八年九月二十日条。

(72) 「目付所日記」宝暦四年十月一日条。

(73) 「用人所日記」文化四年七月二十二日条。

(74) 宝暦元年の「用人所雑書」の記事による通常のオオタカ捕獲の報償である。なお、文化・文政期「御用人所支配」(もりおか歴史文化館蔵)では一兩二歩となっており、全体的に減額されている。

(75) 鷹の値段だが、前掲註(10)岡崎著書一六〇―一七頁では、弘前藩が享保十年(一七二五)にオオタカ三居を売却した際の値段は二七兩二分(平均すると一居あたり九兩強)、彦根藩が幕府鷹匠頭から購入した際は、オオタカ三居で九兩(一居あたり三兩)である。八戸藩が売却しようとした鷹の総数はわからないが、一居とするとなかなか高額である。

(76) 「用人所日記」宝暦十一年六月九日条。

(77) 工藤祐董『八戸の歴史双書 概説八戸藩の歴史』(八戸市 一九九九年)一九―二五頁。

(78) 盛岡移転前の城郭の様子を描いた「三戸御古城之図」(もりおか歴史文化館蔵)では三戸城本丸の南に「御鷹部屋」の記載が見られる。また、三戸代官所の鷹部屋については、寛政年間(一七八九―一八〇二)の地誌「邦内郷村志」(同館蔵 南部叢書刊行会編『南部叢書』第九冊収録 一九七一年歴史図書社復刊)には「鷹部屋 奥通諸税官之所獲成集此舎、而後送盛岡云」とあり、周辺から集められた鷹を、盛岡に送るまで一時的に保管する機能を有していた。

(79) 「目付所日記」延宝五年四月二十三日条。

(80) 「雑書」寛文五年三月八日条(巢鷹)、七月七日条(鷹)。ただし、寛文五年の場合は同心の派遣でなく、久慈・三戸・七戸・八戸の鷹待は地待に命じている。このほか、献上用の鳥討(ツル・ハクチョウ・ガン・カモを打つ)も八戸藩領に派遣している(同年二月二日条)。

(81) 徳川吉宗の將軍家相統は享保元年四月だが、「雑書」同年八月二十二日条には、早速老中から当秋中の若黄鷹五居献上の指示が、仙台・松前・盛岡の三藩へされている。

(82) 「邦内貢賦記」(もりおか歴史文化館蔵 南部叢書刊行会編『南部叢書』第五冊収録 一九七一年歴史図書社復刊)には天和年間(一六八一―八四)の幕府献上品が書き上げられている。若黄鷹は一四・五居も同年(年により異なるという意味か)、兄鷹・山更・大鷹・網掛鶴・隼は献上しない、巢鷹は一六・七居、一〇居ばかり、とある。

(83) 「雑書」享保六年七月十二日条。津軽・佐竹・松前・南部の四家に大久保老中から通達されている。

(84) 一例として、「目付所日記」享保七年十二月十九日条に江戸屋敷からの報知として「於江戸大膳亮様(筆者註・南部利幹)江去月廿九日上使井上左門様ヲ以御鷹之雁二御拝領被成候之由、盛岡御年寄中より為知申来」とある。

(85) 「目付所日記」寛文七年九月十九日条及び「雑書」同年九月十六日条。

(86) 元治元年(一八六四)「五十石以下諸士其他支配帳」(岩手県立図書館蔵)では鷹匠は計五名だが、うち三名は「休息」とあり、禄高が記されておらず、休職の扱いである。

(87) 安田寛子『幕末期の江戸幕府鷹場制度』(河出書房新社 二〇二〇年)。

(88) 「目付所日記」文化元年四月十九日条ほか(『新編八戸市史 近世資料編Ⅱ』二〇〇八年 七一―二収録)。

(89) 八戸市立図書館蔵南部家文書「蝦夷地へ派遣人数手筈」(『新編八戸市史』近世資料編Ⅰ 二〇〇七年 八一―一六収録)。

(90) 「用人所日記」宝暦十三年十月二日条。

(91) 「目付所日記」万延元年九月晦日条。

(92) 「目付所日記」文久二年十一月晦日条。

(なかのわたり・かずやす 青森県環境政策課総括主幹)

【表1】八戸藩主の鷹狩り記録

記事掲載日	西暦	藩主名	場所(資料表記による)	内容	出典
寛文5.9.20	1665	若様(世子南部直政)	長苗代	鷹匠泉山兵蔵のハヤブサがヒシクイ1羽を捕獲したのを上覧。	目
寛文5.9.23	1665	若様(世子南部直政)	長苗代	鷹匠泉山兵蔵のハヤブサがヒシクイ1羽、ハクチョウ1羽を捕獲したのを上覧。	目
寛文5.9.24	1665	若様(世子南部直政)	新井田	鷹匠泉山兵蔵のハヤブサ、四戸甚十郎のハヤブサがヒシクイ各1羽を捕獲したのを上覧。	目
寛文6.12.2	1666	南部直房	根城	キジ30羽捕獲。	諸事覚書
寛文6.12.6	1666	南部直房	松館川目	鴨捕獲。大慈寺で弁当。	諸事覚書
寛文6.12.10	1666	南部直房	是川		諸事覚書
寛文6.12.11	1666	南部直房	正法寺	三丁目で弁当。	諸事覚書
寛文6.12.14	1666	南部直房	松館川目	鴨捕獲。大慈寺で弁当。	諸事覚書
宝永2.2.23	1705	南部通信			目
宝永3.7.23	1706	南部通信	沼館		目
延享2.7.28	1745	南部信興	小田	盛岡藩鷹匠3人、御領指・犬飼、鷹掛紫波源之丞ら同行。獲物のアオサギは1羽ずつ中里弥次右衛門・中里清右衛門へ下賜。	目 用
延享2.8.4	1745	南部信興	新井田	御鷹御用紫波源之丞ら同行。自らアオサギ1羽・ヒバリ1羽を捕獲 鷹匠が捕獲した鳥を合わせて家臣に喰い物としてふるまう。	目 用
延享2.8.23	1745	南部信興	白銀	紫波源之丞ら同行。	目 用
延享2.9.3	1745	南部信興	白銀	紫波源之丞ら同行。	目 用
延享2.9.26	1745	南部信興	八太郎		目
延享2.10.1	1745	南部信興	久慈	巡見に盛岡藩鷹匠、餌差同行。途中で鷹が逃げるが無事捕獲。	目
延享3.3.9	1746	南部信興		「御山出」のついで。鷹や鉄炮も同行。この後4月に鷹放鳥。	用
寛延2.6.23	1749	南部信興			目
寛延2.6.25	1749	南部信興	長苗代		目
寛延2.7.12	1749	南部信興			目
寛延2.8.21	1749	南部信興	新井田	対泉院にも立ち寄る。	目
宝暦5.7.23	1755	南部信興	小田、八太郎通	「御山出」のついで。その後湊十分の一役所に行き、川網見物。	用
宝暦5.9.12	1755	南部信興	長苗代通	御鷹御用金田一登内ら同行。	用
宝暦5.9.14	1755	南部信興	新井田・湊方	「御山出」のついで。御鷹御用金田一登内ら同行。	用
宝暦5.9.18	1755	南部信興	かご田	御鷹御用金田一登内ら同行。	用
宝暦5.10.26	1755	南部信興	新井田・湊方	「御山出」のついで。対泉院へも参詣。	用
宝暦5.11.5	1755	南部信興	是川筋	「御山出」のついで。御鷹取扱岡田伝・金田市登内同行。	用
宝暦9.6.21	1759	南部信興	鮫	お忍びの鷹野。御鷹扱1人同行。	目 用
宝暦9.9.1	1759	南部信興		「御山出」のついで。二日市川一の留藩主見物。式部様先発、鷹御用3人も同行。	目
宝暦9.9.18	1759	南部信興	塩入	鮭漁見物。御鷹扱松原貞右衛門・佐々木兵太夫同行、ハヤブサ2羽も。	用
宝暦9.9.21	1759	南部信興		一の留見物。堅五郎様、鷹扱3人も同行。	用
宝暦11.9.6	1761	南部信興	八太郎	「御内々」の外出。鷹扱1名同行。	用
宝暦13.7.16	1763	南部信興	近所之御山	お忍びの外出。御鷹扱へ廻状出す。	用
明和3.6.14	1766	南部主膳(信興三男)			目
享和元.6.9	1801	南部信真	是川石手洗辺	「御山出」のついで。鷹掛のほか、刀番、御納戸、医師など用人所役人も同行。	用
享和元.6.17	1801	南部信真	小湊	鷹懸池田文蔵・鈴木備同行。	用
享和元.6.21	1801	南部信真	沢里	お忍びで鷹狩り。竜源寺にも立ち寄り弁当。用人所役人(鉄炮も)も同行。	用
享和元.8.18	1801	南部信真	柏崎御田屋	シギ、ヒバリ等を獲ろうと鷹掛も同行させる。	用
享和元.9.3	1801	南部信真	湊・新井田	湊より新井田辺り引網御覧、鷹掛・用人所役人同行。	用
享和元.9.15	1801	南部信真		一の留藩主見物。鷹掛・用人所役人(御鉄炮討、馬別当も)同行。	用
享和元.9.22	1801	南部信真	御城下辺	鷹野と明記。遠山平馬ら鷹掛3人同行。	用
享和2.2.23	1802	南部信真	八太郎	白銀に行くはずが風だったので行先変更。鷹掛・用人所役人同行。鉄炮打ちは同行せず。	用
享和3.9.15	1803	南部信真	大橋河原	鷹掛・用人所役人同行。河原で食事。	用
享和3.9.19	1803	南部信真	新井田	鷹掛・用人所役人同行。新井田河原で風よけを設置し昼食。	用
文化元.3.29	1804	南部信真	石手洗	「御山出」のついで。鷹掛・用人所役人同行、鉄炮も。	用
文化元.4.17	1804	南部信真	塩入・湊川口	湊川口で引き網見物のついで。川口で弁当。鷹掛・用人所役人同行。ウズラ取る。	用
文化元.5.18	1804	南部信真	是川	お忍びの外出。清水寺并石手洗で弁当。鷹掛・用人所役人同行。	用
文化元.5.25	1804	南部信真	是川	清水寺で弁当。鷹掛・用人所役人同行。	用
文化元.6.3	1804	南部信真	湊川口	湊川口で引き網見物のついで。弁当。鷹掛・用人所役人同行。ウズラ取る。	用
文化元.6.19	1804	南部信真	沼館	お忍びの外出。鷹狩りもしたと明記。	用
文化元.8.16	1804	南部信真	是川		用
文化2.7.11	1805	南部信真	長苗代通売市、勘太郎縄手	鷹狩りが主目的(鷹野)と明記。盛岡藩鷹匠同行。	用
文化2.7.18	1805	南部信真	売市堤・類家堤	盛岡藩鷹匠、御側廻ら同行。鷗(トビ)を取る。	用
文化2.7.27	1805	南部信真		盛岡藩鷹匠同行。サギを捕獲、弥次右衛門方・郷右衛門方(家老か)に下賜。	用
文化2.8.3	1805	南部信真		盛岡藩鷹匠同行。	用
文化2.8.5	1805	南部信真	寺下小湊	盛岡藩鷹匠・用人所役人同行。	用
文化2.8.18	1805	南部信真			用
文化2.8.25	1805	南部信真	八太郎	サギ捕獲、七郎右衛門へ下賜。用人所役人同行。	用
文化2.閏8.9	1805	南部信真	沼館	夕御膳は川口御役所にて差上。用人所役人同行。	用
文化2.9.14	1805	南部信真	沼館	盛岡藩鷹匠同行。御田屋にも立ち寄る。獲物のマガンは巻羽は善弥・巨へ下賜。	用
文化2.9.23	1805	南部信真	沼館	用人所役人同行。	用
文化2.10.11	1805	南部信真	荒谷	盛岡藩鷹匠・用人所役人同行。	用
文化2.10.15	1805	南部信真	妙	鉄炮打、側医など同行者多い。	用
文化3.2.11	1805	南部信真	御城下辺御田屋	御田屋(柏崎か)で夕食。盛岡藩鷹匠・用人所役人ら同行。主計様が鉄炮で黒鶴を打つ。	用

出典 「目」：八戸藩目付所日記(八戸市立図書館蔵八戸南部家文書)

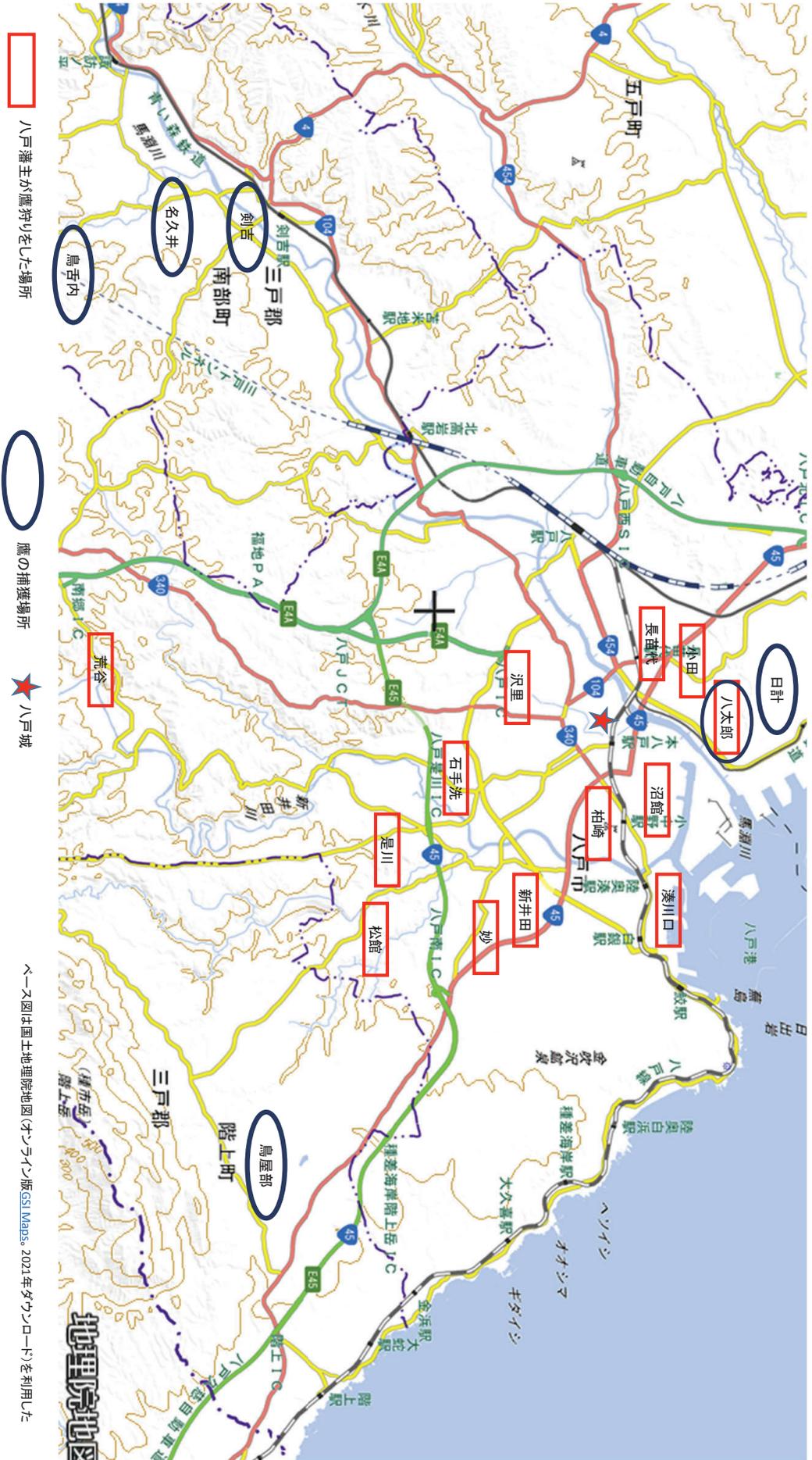
「用」：八戸藩用人所日記(同)

「諸事覚書」：八戸市個人蔵(『青森県史 資料編 近世5 南部2 八戸藩領』No.37(青森県 2011年))

【表2】17世紀における八戸藩の鷹捕獲一覧（出典：目付所日記）

記事掲載日	西暦	捕獲したタカの種類・数(資料表記による)	捕獲地(資料表記による)	現在地	捕獲者	備考
寛文5.10.2	1665	黄鷹弟鷹壹据、隼弟鷹壹据	八太郎先	八戸市	自待助蔵	褒賞「御山祝金式匁被下候、代二御米壹駄四升九合、但老駄二付金壹匁八分五厘直二被下候、同日留上同人申候隼御山祝代三百被下」(10月3日条)
寛文5.10.5	1665	若大鷹壹居	久慈之内	岩手県久慈市	町屋敷左左太郎	盛岡藩主へ送る
寛文5.10.5	1665	若大鷹壹居	久慈之内	岩手県久慈市	隼坂小三郎	盛岡藩主へ送る
寛文5.10.6	1665	若弟鷹壹据	八太郎崎	八戸市	自待助蔵	褒賞「御山祝砂金十匁被下候内式匁ハ先達被遣、今日八匁被下代米四駄壹斗九升五合被下」
寛文7.9.2	1665	隼弟壹居	八太郎	八戸市	助蔵	褒賞「先達取上申候隼為御祝代三百文八太郎村助蔵被下」(9月29日条)
寛文7.10.7	1667	大鷹壹居(山帰リ)	久慈之内早坂村	岩手県久慈市	伊勢次郎	三戸鷹師衆へ送る
寛文7.10.11	1667	若兄鷹壹居			杉沢助十郎	褒賞「御山祝金子被下」(10月13日条)
寛文7.10.18	1667	白若兄鷹	久慈	岩手県久慈市	伊勢二郎	
寛文7.10.27	1667	若黄鷹壹	下名久井	南部町(旧名川町)	肝煎甚右衛門	褒賞「御山祝二金十匁之代御蔵米三駄片馬式斗八合被遣」(10月28日条)
寛文8.2.27	1668	大鷹山帰一居	鳥屋部村	階上町	孫三郎	褒賞「則為御褒美砂金式匁分二金子壹歩代物五百八十八文被下」
寛文8.8.14	1668	隼壹居	八太郎村	八戸市	助蔵	
寛文8.8.21	1668	若隼壹居	八太郎村	八戸市	助蔵	褒賞「為御山祝御代物三百文被下」(8月23日条) 三戸へ送る
寛文8.9.晦日	1668	白之黄鷹兄壹居	高家村	岩手県九戸村	権四郎	即時三戸へ送る
寛文8.9.9	1668	若隼壹居	八太郎村	八戸市	助蔵	即時三戸へ送る
寛文8.11.6	1668	若兄鷹一居	久慈之内早坂村	岩手県久慈市	兵四郎	三戸鷹匠衆へ送る
寛文9.8.13	1669	弟隼一居	八太郎	八戸市	地待助蔵	
寛文9.8.14	1669	鷹			嶋森作十郎	
寛文9.8.24	1669	隼一居	八太郎	八戸市	助蔵	則三戸へ送る
寛文9.9.6	1669	御隼壹居	八太郎村	八戸市	助蔵	則三戸へ送る
寛文9.10.18	1669	鶴一据	鳥屋部村	階上町	孫作	
寛文12.9.23	1672	若兄鷹壹居	鳥屋部村	階上町	孫三郎	則三戸へ送る
寛文12.8.6	1672	鶴之弟	はつたる村	八戸市	助蔵	則三戸へ送る
延宝元.9.2	1673	隼	八太郎	八戸市	助蔵	則三戸へ送る
延宝元.9.3	1673	若兄壹居	鳥や部村	八戸市	孫作	則三戸へ送る
延宝元.9.5	1673	隼一居	八太郎村	八戸市	掃部助	則三戸へ送る(9月8日条)
延宝元.9.9	1673	若兄壹居	鳥や部村	階上町	孫作	鷹師弥平に披露
延宝2.8.18	1674	隼	八太郎村	八戸市	助蔵	則三戸へ送る
延宝2.8.19	1674	赤隼壹居	日計村	八戸市	(不明)	則三戸へ送る
延宝2.9.4	1674	鷹一居	日はかり	八戸市	掃部助	三戸へ送る
延宝2.9.24	1674	隼壹居	火計	八戸市	(不明)	則三戸へ送る
延宝2.9.29	1674	隼壹居	八太郎	八戸市	助蔵	則三戸へ送る
延宝2.10.7	1674	鶴一居	劔吉村	南部町(旧名川町)	(不明)	
延宝2.10.25	1674	山帰候御鷹	名久井村	南部町(旧名川町)	太郎左衛門	
延宝2.11.24	1674	鶴	劔吉村	南部町(旧名川町)	久四郎	則三戸へ送る
延宝2.11.26	1674	鶴	晴山沢村	岩手県軽米町	三五郎	
延宝3.8.29	1675	初大鷹一居	松館	八戸市	(不明)	則三戸へ送る
延宝3.10.22	1675	若黄鷹壹居	劔吉山	南部町(旧名川町)	形部	
延宝3.10.24	1675	若黄鷹壹居	観音林	岩手県軽米町	奥谷弥三左衛門百姓三九	
延宝5.9.21	1677	黄鷹壹居	鳥舌内	南部町(旧名川町)	大地五郎大夫百姓	則三戸へ送る
延宝5.10.11	1677	黄鷹壹居	名久井村	南部町(旧名川町)	千太郎	則三戸へ送る
延宝5.10.24	1677	黄鷹壹居	鳥屋部村	階上町	孫作	則三戸へ送る
延宝6.9.18	1678	若大鷹	軽米中町	岩手県軽米町	孫右衛門	
延宝7.9.17	1679	鶴一居	名久井村	南部町(旧名川町)	駿河	
延宝7.9.18	1679	鶴一居	鳥舌内	南部町(旧名川町)	左衛門二郎	
延宝7.10.12	1679	黄大鷹一居	名久井村	南部町(旧名川町)	中里清左衛門知行近六	
延宝8.10.14	1680	兄鷹壹居	高家村	岩手県九戸村	波々(伯部)二郎兵衛預助右衛門	
延宝8.10.17	1680	大鷹壹居	高家村	岩手県九戸村	高家村山能孫右衛門知行所権四郎	則三戸へ送る
延宝8.11.13	1680	大鷹壹居	鳥屋部村	階上町	左衛門二郎	則三戸へ送る
延宝8.11.29	1680	大鷹壹居	法光寺村	南部町(旧名川町)	与四郎	則三戸へ送る

註：タカの種類 大鷹・弟鷹(だいたか) オオタカメス成鳥
 兄鷹(しょうたか) オオタカオス成鳥
 黄鷹(きだか) その年生まれたオオタカ幼鳥 成鳥より茶色いため
 山帰 年を越して山で毛を変えた2歳のオオタカ
 鶴(ハイタカ)、隼(ハヤブサ) もオスは兄、メスは弟で表す



【図1】八戸藩主の鷹狩り場所、鷹の捕獲場所